



2018年5月15日

譲渡制限付株式による株式報酬制度の導入について

第一生命ホールディングス株式会社（社長：稲垣 精二、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2018年6月25日開催予定の第8期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおり、お知らせします。

なお、本議案の承認が得られた場合、当社執行役員並びに当社取締役会が別途定める主要な子会社の社外取締役以外の取締役及び執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入する予定です。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に在任中から株式を保有させることにより、当社の企業価値の持続的成長を通じた株主価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主との価値共有を進めることを目的として導入します。

2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の承認を得られることを条件とします。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第6期定時株主総会において、年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）とし、そのうち株式報酬型ストックオプション制度として社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円を上限として設ける旨及び株式報酬型ストックオプションの内容について、承認可決されています。

本議案では、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、対象取締役に対して上記報酬枠（年額8億4,000万円以内）の内枠の報酬として、譲渡制限付株式の付与のための報酬等を設定することについて、株主に承認を依頼する予定です。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は自己株式処分を受けることとなります。

本制度において、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、本制度導入の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額2億円以内とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することとします。

本制度により、当社が新たに発行又は自己株式処分をする普通株式の総数は、年160,000株以内（ただし、本議案の承認日以降、株式分割・株式併合その他割り当てる株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。

なお、その1株当たりの払込金額は、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定します。

（1）譲渡制限の期間及び内容

対象取締役は、割当てを受けた日より3年から30年の間で当社取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「対象株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の譲渡制限解除

前項に定める譲渡制限期間中であっても、対象取締役が、任期満了その他当社取締役会が相当と認める事由により当社取締役及びその他当社取締役会が別途定める地位のいずれからも退任した場合には、その保有する対象株式につき譲渡制限が解除される。

（3）当社による無償取得

譲渡制限期間中に、対象取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当した場合には、当社は、その保有する対象株式の全部又は一部を無償で取得することができる。

（4）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合には、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象株式について譲渡制限を解除することができる。

（5）その他の事項

本報酬制度に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

以上